

第3回 和歌山県洋上風力発電に係るゾーニング検討会

○日時

令和元年10月10日(木) 13:30~16:30

○場所

和歌山県書道資料館 2階 大ホール

○議事

(1) 昨年度の振り返り、ゾーニングマップ作成方針の一部変更について

委員

- 騒音の離隔距離について強い違和感がある。陸上では厳しい基準で行っているが1km程度の離隔距離となっている。

環境省

- 10/9開催のアドバイザリーボードでの指摘事項は次のとおり。
 - ・ゾーニングマップ対象範囲は領海内とするのが妥当ではないか。
 - ・騒音予測条件(風車基数等)について、オーバースペックではないか。
 - ・海鳥のセンシティブティマップを自然環境局野生生物課で今年度末を目処に作成しており、EADAS等で公表するので活用すること。
 - ・エリア設定に際し、社会的調整に関する事項を考慮すべきではないか。

委員

- 自治体が考えるゾーニング範囲としては、離岸距離30kmとするのではなく、12海里(約22km)領海内とした方が良い。EEZになると国際法の問題が生じる。固定資産税が徴収できるのは領海までとなっている。

(2) 二次ゾーニングマップの作成手法及び結果概要について

【景観について】

委員

- 景観について、エリア設定の考え方が厳し過ぎるのではないか。ヨーロッパで観光資源に厳しい意見があるところであっても5km程度となっている。風力発電は橋梁などの構造物とは異なるものであり、環境を守るために再生可能エネルギーに挑戦していること、風力発電は20~30年で撤去されるものであることを示して、ユネスコ等と議論してほしい。

●

委員

- 複数基のフォトモンタージュ等、図を扱う場合は一人歩きしないよう、仮定のものであ

り実際のものでないことを繰り返し強調して説明する必要がある。特に紙資料の場合至る所に注意書きが必要。

環境省

- 景観について、和歌山県のゾーニングでは風車の規模を9.5MW、高さ187mで検討しているが、現行の配慮書では200mや220mの風車も出てきており、留意する必要がある。

【鳥の渡りのルートについて】

委員

- 鳥類の保全について、ゾーニング範囲の北部全域が保全推奨となっている。貴重な鳥類の保全はしっかり行う必要はあるが、全域をリジェクトせず、調査を行う等して区域を限定的にすべきではないか。

環境省

- 鳥の渡りのルートについては、対岸の徳島県側でゾーニングを実施している阿南市でも苦慮している。情報収集にあたっては、阿南市と和歌山県で同様のデータを用いて評価すべきである。

委員

- 渡り鳥のルートについては、渡り鳥のルートについては現状把握が十分にできておらず、調査を実施しても全容を把握することは困難である。従って、主要な渡り鳥のルートである日ノ御碕沖を面的に保全推奨エリアとして設定していることは妥当と考えられる。

【社会的調整に関する事項について】

委員

- 漁業の操業情報は必要不可欠であり追加すること。

環境省

- エリア設定に加えることが望ましい。設定に加えることが可能な事項と、困難な事項を区分し、困難と判断したものは今後の調整で対応する方法もある。

【騒音について】

委員

- 騒音の離隔距離について強い違和感がある。陸上では厳しい基準で行っているが1km程度の離隔距離となっている。
- 300基での想定は予測の条件として現実的でない。

委員

- 50基程度がおそらく妥当。岬の先端からみた最悪のケース風向に対して10Dで並ぶのもおそらく事実でありこれで良い。予測結果は5.2MWのものであり、大型のものが出てくるのであれば予測結果より余裕を持たせた方が良い。

委員

- 現実的な想定として、岬を囲うのではなく、海岸線に平行に並べて計算すべき。

【ゾーニング報告書案について】

県

- 現段階でのパブリックコメントは厳しいため、条件設定を明確にし、その上で誤解を与えない形にするにはどうすればよいのかも含め、内部で議論し、先生方にご相談した上で実施する。

環境省

- 今年度のパブリックコメントに関しては、環境事項に関してとりまとめたものであることを重々説明した上で意見を募ることは可能。3ヶ年の事業のため、今年度は第1版、来年度は第2版を作成する方法も考えられる。
- 現地調査の情報が少ないように見える。
- 社会的調整が必要な事項については、入れられるものは入れた方が良い。
- ゾーニングマップは客観的なデータで作成されるものであるが、地域の特色も重要である。再生可能エネルギーの推進は国民の責務であるが、和歌山県として何を大事にするのか、県の考え方をはっきりさせるべきである。どの海域を優先して風車を導入するのか、どこは守るべきところなのか、メリハリを考え、和歌山県らしいゾーニングを行っていただきたい。

(3) 今後のスケジュール等について

県

- 本日指摘のあった部分については、内部で議論し、また相談させていただく。

(4) 検討会后パブリックコメントの前に出た意見

委員

和歌山県洋上風力発電に係るゾーニング検討会において意見表明を行っているところではあるが、パブリックコメントの文書には記載されていない下記の内容について、ゾーニング報告書の最終案に反映されることを強く望む。

趣旨は、世界遺産と洋上風力発電の関連について、画一的な判断で一律に規制するものではなく、計画者による申請に基づき、環境影響評価などで個々に議論、判断を行うべきとの考えである。地球温暖化に伴う様々な環境変化を考慮しつつ、世界遺産と洋上風力発電の共存の可能性を、個々のケースについて深く議論することを提案したい。

記：

1)

和歌山県洋上風力発電に係るゾーニングマップ及びゾーニング報告書【自然環境編】 23
頁

「保全エリア」/和歌山県景観計画関連 813.8 km² を「保全推奨エリア」に移すことが望ましい。理由は巻末資料 2_景観調査の結果詳細 2-43 頁に後述する。また、報告書の関連記載についても同様な対応とする。

2)

巻末資料 2_景観調査の結果詳細 巻末資料 2-43 頁

和歌山県景観条例の精神を重要視しつつも、地球温暖化を食い止め、和歌山県、日本、そして地球の環境を維持する役割を担う再生可能エネルギー導入の試みについて、常にその可能性を議論することが望ましい。したがって、世界遺産に因む海域は、「保全エリア」ではなく「保全推奨エリア」とする。一律に洋上風力発電の導入可能性を否定するのではなく、申請があったとき、個別に環境影響評価などを行うことを提案する。記述があるように、今回は眺望の視野に世界遺産の登録資産が含まれない場合であり、従来の法律や条例に 0.5 度といった垂直見込角の具体的な記述はないと理解している。

なお、垂直見込角 0.5 度の制限は離隔距離 20 km程度を取ることを意味し、領海 12 海里とほぼ一致することから、原案では、洋上風力発電の導入は実質的に難しい。

もちろん、世界遺産の解除などはあってはならない事象であり、常に文化庁、ユネスコなどの関連団体と情報交換を行いながら、洋上風力発電の申請に対して個々に環境影響評価などを行うこととする。

以上